

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前9時55分)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第12回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、5番、萩原明美君、6番、十河京子君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には、事務局の小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、榛東村長から令和5年2月28日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和5年3月13日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、志岐課長補佐から説明をいたします。

議 長 志岐課長補佐の説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしく願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方。賃貸借の設定で、

農地の所在は長岡字茅野1504番1外1筆。現況地目は畑。面積は合計で3,206平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年4月1日より5年間で、令和10年3月31日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 ないようですので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することとします。

ここで、志岐課長補佐、退席を認めます。

志岐課長補佐 ありがとうございます。失礼いたします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。

議案書は4ページをご覧ください。現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号も1です。農地の所在は大字新井字下新井32876番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,133平米です。権利種別は3条賃貸借。貸付人は新井の方です。経営面積は自耕作地43.1アールです。申請事由につきましては、農地の管理ができず困っていたところ、借受人から申出があったので、申請地を貸与したいとのごことでございます。借受人も新井の方です。経営面積は自耕作地25.8アール。申請事由につきましては、米作を中心に多角的に営農しているが、農業経営規模拡大のた

め、申請地を借受けして米作りをしたいとのことでございます。受入世帯の稼働人員ですが、4人中2人です。議案書5ページをご覧ください。農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干周辺状況について補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

まず、今回の申請地につきましては、県道の南新井線、ブレッセイより自衛隊方面に100メートルほど上がって、10区の公会堂の方へまた入っていただいた村道の十字路、東から、角から2枚目というような立地でございます。周辺につきましては、田んぼが並んでおるといような状況でございます。

先ほどの理由の中でも、貸付人がもう農業ができないと。また、借受人については規模拡大ということで、そのまま田んぼとして利用するといような状況でございます。種別については、3条の賃貸借といようなことでございます。地元委員として、許可相当と思われまますので、よろしく皆様のご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号の番号1については許可とします。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書4ページ、現地確認調書も4ページとなります。

議案第2号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字下新井3287番。地目は登記簿、現況ともに田。面積1,299平米です。権利種別は3条有償移転。譲渡人は新井の方です。経営面積は自耕作地21.2アールです。申請事由につきましては、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があったので、申請地を譲渡したいとのこととございます。譲受人も新井の方です。経営面積は自耕作25.8アール。米作を中心に多角的に営農しているが、農業経営規模拡大のため、申請地を譲受して米作りをしたいとのこととございます。譲受世帯の稼働人員ですが、4人中2人です。議案書6ページをご覧ください。農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干周辺状況について補足説明をさせていただきたいと思います。

この案件の申請地につきましては、先ほど1番の案件の隣の村道の角地というようなこととございます。今回の権利の種別につきましては、有償移転ということで、譲渡人は既に高齢化したおばあさんしかいないと。子供は農業をしないというようなことで、農地の管理が困っているところ、譲受人が規模拡大ということとございます。

譲渡人が今まで農業ができないということで、田んぼではあるのですが、5本ほどキウイフルーツがちょっと植わっているというような状況で、このキウイフルーツについては、状況を見て譲受人がどういうふうにするか判断をするというようなこととございます。

いずれにしろ農地として活用というような形の中とございます。よって、周辺状況で鑑みて、地元委員として許可相当と思われまますので、よろしく皆様のご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2については許可相当と。

◎議案第3号

議長 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長、説明を求めます。

はい。

事務局長 それでは、議案書7ページ、現地確認調書も7ページからをご覧ください。

議案第3号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号も1です。農地の所在は大字長岡字ダイ954番1。地目は登記簿、畑、現況、営農型太陽光。農振区分は農用地外です。面積は1,785平米のうち0.126平米となっております。申請人は長岡の方です。転用目的ですが、営農型太陽光発電施設用地。施設等につきましてはパネル160枚、支柱が68本となっております。転用理由につきましては、平成29年に許可となった営農型太陽光発電設備について、今後も継続をしたいため申請するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。一時転用となっており、転用期間は3年でございます。議案書の8ページには営農型発電設備、転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

5番、萩原君。

萩原委員 5番、農業委員の萩原です。

ただいま事務局より説明がありました農地法第4条第1項の規定で、番号1のところですけども、地元委員として補足させていただきます。

場所は榛東村児童館から東に200メートル下がって、右に折れたところに営農型太陽光発電があります。計画も7年目になりますが、栽培は、異常気象や作物の栽培がうまくいかない状態ではありますが、頑張っって営農しており、隣接する農地などに影響がないと思われまますので、私としては許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

この申請書の中で、面積が1,785平米のうちの0.126平米とあるのですが、どういうことですか。

議長 事務局。

事務局長 こちらの0.126平米につきましては、支柱の部分ですね。この部分の面積ということです。支柱面積のみの数字でございます。

松下委員 この0.126平米が該当するということ。

事務局長 はい。支柱が何本か立っておりまして、そのトータルということでございます。

議長 よろしいですか。

松下委員 はい。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号、番号1については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書7ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第3号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号も2です。農地の所在は大字新井字大川1273番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は841平米です。申請人は新井の方です。転用目的は露天駐車場用地。転用理由につきましては、仮設駐車場が必要なため、申請地を露天駐車場用地として利用したいとのことでございます。備考ですが、用途地域内。農地区分は3種農地となります。一時転用でございます、転用期間につきましては2か月となっております。

以上で、議案3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員 4 番、小山君。

小山委員 推進委員 4 番の小山でございます。

ただいまの議案第 3 号、2 番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干周辺状況等について補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の 10 ページから 12 ページをお開き願いたいと思います。

この案件の申請地につきましては、県道安中渋川線の新井の信号を 500 メートルほど南の方に行きますと、今はやってない建築会社の事務所がございました。その北の道を東の方に 50 メートルほど下った右手でございます。

今回の申請につきましては、露天駐車場として一時転用ということでございます。内容的には、選挙に伴う臨時駐車場というようなことで確保しており、2 か月間ということで限定でございます。今、田んぼを耕運してあるのですけれども、トラクターで転圧した後に、一時転用が終了した後は、またトラクターで耕運して、元に戻すということでございます。地元委員として許可相当というふうに思われますので、皆様のご検討のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第 3 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第 3 号、番号 2 については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第 3 号、番号 2 については許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第 4 号

議 長 次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による可申後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は9ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第4号、番号1について説明申し上げます。

今回の事業計画変更申請につきましては、既に権利移転登記完了しておりますが、転用目的が変更となることから、変更申請手続を行うものでございます。

議案書の9ページをご覧ください。

農地の所在でございます。1筆目の農地の所在は大字長岡字大宮494番2。地目は登記簿、畑、現況、雑種地でございます。面積は47平米。2筆目の農地の所在は大字長岡字大宮494番3。地目は登記簿、畑、現況は雑種地。面積は389平米でございます。3筆目の農地の所在は大字長岡字大宮494番4。地目は登記簿、畑、現況、雑種地。面積は343平米でございます。3筆の合計面積につきましては779平米でございます。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方です。続きまして、もう一筆、4筆目の農地でございますが、大字長岡字大宮、地番は494番11。地目は登記簿、畑、現況、雑種地。面積は5.01平米でございます。権利につきましては所有権移転売買。こちらの譲渡人の方は長岡の方です。4筆の譲受人の方は高崎市の方です。転用目的につきましては特定建築条件付売買予定地。施設等につきましては2区画でございます。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、当初、建て売り住宅用地3区画として転用許可を取り、事業に取りかかる予定だったが、施工業者の倒産や建築資材高騰によりこれまで事業が頓挫していた。このたび分譲区画を2区画に減らし、建築条件付売買予定地に変更することで事業のめどがついたため、計画変更の申請をしたいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。2種農地。平成30年5月25日付で5条許可を取っております。当初許可の内容につきましては、建売住宅用地3区画となっております。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についての番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 長岡の2区の推進委員の岩田です。よろしく申し上げます。

番号1については、事務局長の説明のとおりです。

場所は長岡の1区のコミセンを上がりまして、右手に上がって40メートルぐらいのところに右手に大宮公園というのがありまして、その公園の上を右に入っていきます。そして、正面のやや左側の今現在、更地になっているような場所がその場所ござい

ます。

雨水は自然浸透で、下水は集落排水もしくは、この関係者と相談して、浄化槽の設置でU字溝に行くという形でございます。そして、すぐ東側にも、この前に家が建っています。そして、手前も住宅が建っています。私とすれば、この場所は許可相当と思われるのですが、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員、高橋です。

この下水は、合併浄化槽でやるのではないですか。

岩田委員 いや、業者に聞いたら、2つ、農業集落か、もしくは相談で、そこにつながない場合は、浄化槽をつけていただいて、前のU字溝に流す、そういう案が現在ありますという話です。

高橋委員 分かりました。すみません。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

最初の計画は3区画となっていて、それが2区画に減らされて、1区画分残っているわけですね。これはこの先はどういう状態になるのですか。それを聞きたいですけれども。

議 長 事務局。

事務局長 当初計画は3区画ということでございましたが、16ページご覧ください。現地確認調書の16ページでございます。今回の変更に伴いまして、2区画ということで、区画でいきますと、B棟、こちらの面積が大きな宅地というイメージになるかと思われます。A棟、B棟の間に出入り用の道路ができるという形での2区画と道路の区画割を見直すという形の申請となっております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

安藤委員 はい。

議 長 ほかに何か意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第5号、番号1について説明申し上げます。

議案書は10ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第5号、番号1。1筆目の農地の所在は大字山子田字十日市50番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,558平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字十日市51番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は380平米。2筆の農地の合計面積でございますが、1,938平米となっております。権利につきましては賃貸借。貸付人は山子田の方です。続きまして、中ほどをご覧ください。2人目の関係者でございます。農地の所在は大字山子田字十日市52番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,053平米でございます。権利につきましては賃貸借。貸付人は山子田の方です。続きまして、4筆目でございます。大字山子田字十日市53番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は990平米でございます。貸付人は山子田の方でございます。4筆の合計面積は3,981平米となっております。借受人は東京都豊島区の方でございます。転用目的につきましては貸し倉庫用地。施設等につきましては倉庫977平米となっております。転用理由につきましては、借受人は全国的に展開して総合リース業を営んでいるが、申請地は立地条件が大変良好なため、当社で倉庫を建築して、運輸会社に配送センターとして貸し付けたいとのことでございます。貸付人は借受人の要望を受け、申請地を貸与するとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員 2 番、小谷野君。

小谷野委員 推進委員 2 番、小谷野です。

ただいま事務局長から説明がありました議案第 5 号、1 番の申請につきまして、若干ですけれども、補足をさせていただきます。

現地確認調書は 18 ページから 20 ページとなります。

申請地は洪高線にできました消防署南分署の西側に当たります。申請地の西側が田んぼ、東側が南分署、北と南に村道が通っています。宅急便の配送センターを予定しているということです。雨水対策につきましては、雨水浸透枳を設置しまして、地下に浸透させるということになっています。雑排水につきましては、合併浄化槽で処理いたしまして、処理水につきましては北側の側溝に流すということになっています。あと、南分署との境は、南分署ができたときに造りました擁壁を利用するということになっております。私としては許可相当かと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12 番、柳岡君。

柳岡委員 12 番、農業委員、柳岡です。

この案件については、宅地開発審議会の案件になっていますけれども、その内容を説明していただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長 事務局。

事務局長 今回申請の上がった案件につきまして、宅地開発委員会の各課からの指示事項を読み上げさせていただきます。

総務課並びに企画財政課については、指示事項等は特にございませんでした。

税務課につきましては、開発工事完成後の土地の現況調査の協力、家屋調査についての協力がございました。また、償却資産があるときには申請をしてくださいとの指示が出ております。

住民生活課につきまして、騒音、振動関係の指示につきまして、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要がありますという指示です。また、ごみの関係でございませけれども、工事等に伴う産業廃棄物及び事業系の一般廃棄物は適切に処理してくださいと。また、事業所扱いとなりますので、ごみの収集については村許可業者と個々に契約をしてくださいという指示です。また、土砂の搬入搬出等でございますが、令和 2 年 10 月 1 日から榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条

例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してくださいという指示が住民生活課より出ております。

産業振興課でございます。こちらは周辺農地に影響がないように作業をしてください。また、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出しない場合は、関係機関に提出してくださいということで、当該申請地につきましては、群馬用土地改良事業実施区域となっており、提出先は群馬用水の土地改良区となっております。

建設課でございます。こちらは雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の適切な開発地の管理をお願いします。雨水排水を計画する場合は、開発地内に浸透柵を設けてください。道路側溝へ放流する場合は、オーバーフロー水のみを使用してくださいということです。また、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。開発区域と既設道路側溝との間について、間詰めコンクリートを検討してくださいという指示です。承認工事で村道倉海戸・十日市線を掘削する場合は、建設課と協議願いますということでございます。

上下水道課につきましては、上水道については計画どおり施工してください。また、大型のトラックの出入りが予想されるため、メーターボックスの設置について配慮いただきたいという指示でございます。その他工事の詳細については、上水道係と協議願いますという指示でございます。浄化槽については、浄化槽施工要領に基づく浄化槽上部の車の乗り入れ等が想定される場合の耐荷重の考慮をしていただきたいという指示でございます。

教育委員会では、文化財保護係から、当該区域は周知の遺跡の範囲には該当してないということですが、事前の手續等は必要ありませんけれども、掘削時に土器、石器などの遺物が出土した場合には、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに教育委員会文化財保護係まで連絡してくださいという指示です。また、申請地近隣には小学校の通学路と指定されている場所がありますので、申請地周辺の通学路を通行する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいという指示がそれぞれの課より出ております。

以上です。

議 長 宅地開発委員会からは以上だそうです。

ほかに何か意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 それでは、議案第5号、番号2について説明申し上げます。

議案書は11ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

議案第5号、番号2。1筆目の農地の所在は大字山子田字乙倉海戸383番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,733平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字乙倉海戸394番3。地目は登記簿、現況ともに田。面積は110平米です。2筆の合計面積は2,843平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方です。譲受人は山子田の方です。転用目的でございますが、建て売り分譲住宅用地。施設等につきましては、建て売り住宅101.01平米のものを8棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は申請地は日当たりもよく、高崎、前橋、渋川の通勤圏で、交通の便もよいため、購入して建て売り分譲住宅として利用したいとのことでございます。譲渡人は申請地の有効利用を考えていたところ、譲受人より申出があったため、譲渡したいとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発案件となっております。

以上、議案第5号、番号2の説明とさせていただきます。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

推進委員2番、小谷野君。

小谷野委員 推進委員2番、小谷野です。

ただいま事務局長から説明をいただきました議案第5号、2番の申請につきまして、若干ですけれども、補足をさせていただきます。

現地確認調書は21ページから23ページをご覧ください。

申請地は山子田北の信号を約150メートルほど北に向かった小林輪店さんの東側に当たります。周りはほとんど住宅ですけれども、東側が梅林、北と南に村道が通っております。ここは相続の関係でなかなか手がつかないところですが、このたび話がまとまったようで、8区画の建売分譲住宅の申請が上がってまいりました。

雨水につきましては、自然浸透及び位置指定道路にU字溝を伏せまして、南側の側溝に流れるようにするそうです。生活雑排水につきましては、南側を通っております公共下水に接続となっております。私としては許可相当かと思われまますので、ご審議

のほどよろしくお願いたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

これも宅地開発案件になっておりますので、そちらの指導事項を説明をお願いします。

議 長 事務局。

事務局長 それでは、こちらの宅地開発案件の8区画分譲について、各課からの指示についてご説明させていただきます。

初めに、総務課でございます。総務課からは、近隣の防犯等の対策のため、防犯灯の設置を検討してくださいとのご指示です。

企画財政は特にございませんでした。

税務課につきましては、開発工事完了後の土地の現況調査の協力、また建物建設完成後は家屋調査に協力してくださいという指示です。

続きまして、住民生活課でございます。こちらにつきましては、先ほどの案件と同様のご指示であります。騒音関係、振動関係並びにごみ関係の工事中の搬出等についての指示がございました。また、土砂等の搬入関係でございますが、こちらについても同様にご指示がありました。

続きまして、産業振興課でございます。こちらについては、周辺農地に影響がないように作業をしてください。また、当該用地につきましても、農地法許可申請に係る意見書の交付願が必要だということでございます。関係機関につきましては、群馬用水の土地改良事業実施区域となっているため、提出先は群馬用水土地改良区となっております。

建設課でございます。こちらについては、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の適切な開発地の管理をお願いします。また、雨水排水は開発地内に浸透枡を設けてください。道路側溝への放流は、オーバーフロー水のみを使用してくださいという指示です。また、工事中につきましては、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにという指示でございます。また、位置指定道路の寄附について、全ての住宅が完成後に手続を行ってくださいというお話がございました。また、道路区画の西側ですが、既存の村道について、一部払下げを受けて開発区域に含める検討をしてくださいということです。すりつけの部分でございますが、一部かかるというもので

ございます。

上下水道課でございます。こちらにつきましては、上水道については計画どおり南側の村道内の布設水道から分岐して、管末については排泥を設けてくださいという指示です。その他工事については、別途上水道係と協議願いますという指示です。下水道につきましては、開発事業者の負担で計画どおり実施してくださいという指示です。また、下水道の接続については、事前に下水道受益者の負担金を納付してくださいという指示がございます。位置指定道路につきましては、村道と同基準で施工をしていただきたいということ。公共下水道係と事前協議。また、5年度中に北側の未舗装道路に公共下水道管を伏せる予定があるため、縦横断図、計画図等について、事前に確認してくださいという指示がございました。

教育委員会につきましては、文化財でございますが、当該区域は周知の遺跡の範囲には該当してないということでございますけれども、掘削時に土器、石器など遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに文化財保護係まで連絡してくださいという指示です。また、申請地近隣は北小学校の通学路となっておりますので、利用する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への車両の出入りについては十分注意してくださいという指示が出ております。

以上です。

議 長 宅地開発委員会からは以上で、ほかに皆さんから何か意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第5号、番号3について説明申し上げます。

議案書は11ページ、現地確認調書は24ページからとなります。

議案第5号、番号3。農地の所在は大字山子田字申府1797番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,108平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方です。譲受人は渋川市の方です。転用目的につきましては特定建築条件付売買予定地。施設等については3区画でございます。転用理由につきましては、譲受人は渋川市で不動産業を営んでいるが、申請地は自然環境がよく、近隣市部の通勤圏として需要が高く

見込めるため、特定建築条件付売買予定地として利用したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み。農地区分は1種農地。宅地開発審議案件となっております。以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまの議案第5号、番号3の案件につきましては、ただいま事務局長の説明のとおりでございます。

私から補足説明をさせていただきたいと思います。

現地確認調書の24ページからを開いていただければと思います。

場所は4区の民宿しおざわの前の道を200メートルほど西へ行ったところの十字路の角にあります。周りは北と西側に道路、南が農地、東は宅地となっております。3区画となっており、雑排水は浄化槽を通して道路側溝へ、雨水は自然浸透ということで、周りの農地等の影響はないと思います。私としては許可相当かと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

また、これ、宅地開発審議案件になっておりますので、そちらの説明もひとつよろしくをお願いします。

議長 事務局。

事務局長 それでは、今回の3区画の建築条件付売買予定地について、宅地開発委員会の指示事項についてご説明申し上げます。

総務課からは、近隣の防犯等の対策のため、防犯灯の設置を検討してくださいという指示です。

財政についてはございませんでした。

税務課でございますが、開発工事完成後の土地現況調査の協力をしてください。また、建物の建設完成後は家屋調査に協力してくださいという指示でございます。

住民生活課につきましては、騒音、振動関係、ごみ関係の建設工事中の指示事項が出ております。また、土砂等の搬入関係につきましても、同様の指示がございます。

産業振興課でございます。こちらは、周辺農地に影響がないように作業をしてください。また、当該用地につきましても、農地法許可申請に係る意見書の交付が必要となるため、関係機関に提出してくださいということで、こちらにつきましては防衛の補助整備事業で実施されているため、産業振興課への提出を指示しております。

建設課でございます。こちらは雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の適切な開発地の管理をお願いしております。また、雨水排水につきましては開発地内での浸透ます、道路側溝への放流についてはオーバーフロー水のみという指示でございます。新設の擁壁と既設の道路との間に一部未舗装部分が出てしまうため、舗装の施工を検討くださいという指示が出ております。

上下水道課でございます。上水道については計画どおり施工し、詳細については、別途上水道係と協議願いますという指示です。浄化槽の設置につきましては、浄化槽施工要領書に基づくほか、浄化槽上部に車の乗り入れが想定される場合には、耐荷重の考慮をしてくださいという指示です。

教育委員会でございますが、文化財保護係より当該区域は周知の遺跡の範囲には該当してないという指示でございましたが、掘削時に土器、石器など遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに文化財保護係まで連絡してくださいという指示です。また、申請地近隣には北小学校の通学路として村道申府14号線を利用する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいという指示が出ております。

以上です。

議長 宅地開発委員会からの説明が終わりました。

ほかに皆さんから何か意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書11ページ、現地確認調書27ページをご覧ください。

議案第5号、番号4について説明申し上げます。

1筆目の農地の所在は大字新井字多屋1566番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は135平米です。2筆目の農地の所在は大字新井字多屋1567番2。地目は登記簿、現況ともに畑。2筆の合計面積は157平米です。権利は使用貸借。貸付人は新井の方です。借受人は広馬場の方です。転用目的は露天駐車場用地。転用理由につきましては、借受人は仮設駐車場が必要なため、申請地を露天駐車場用地として利用したいと

のことでございます。貸付人は借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのことでございます。備考ですが、用途地域内。農地区分は3種農地。一時転用。転用期間につきましては2か月でございます。

以上で、議案第5号、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第5号、4番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干地元委員として周辺状況等について補足説明をさせていただきたいと思っております。現地確認調書の27ページから29ページをお開き願いたいと思っております。

まず、今回の案件の場所でございますが県道南新井前橋線新井の信号から300メートルほど前橋へ下ったところの県道の南側にございます。昔、スナックエイトというような飲み屋さんがあったのですけれども、それに続いて前橋の方に、奥行きは3メートル前後、また幅については10メートルぐらいということで、非常に細長いウナギの寝床のような農地というようなことでございます。

今回の使用目的につきまして、露天駐車場ということでございます。この案件につきましても、選挙に伴う臨時駐車場というようなことで、一時転用で、2か月間というようなことでございます。2か月過ぎた場合については、また畑として農地に戻すというようなことでありますので、地元委員といたしましては許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とし、以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書12ページ、現地確認調書は30ページをご覧ください。

議案第5号、番号5について説明申し上げます。

農地の所在は大字新井字北原2758番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は690平米です。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方です。譲受人も前橋市の方です。転用目的につきましては特定建築条件付売買予定地。施設等については3区画となっております。転用理由につきましては、譲受人は前橋市で不動産業を営んでいるが、申請地付近は住宅も多く、前橋への通勤も便利で、需要が高く見込めるため、建築条件付売買予定地として購入したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号5の説明を終わります。

議長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池でございます。

ただいま番号5番につきましては、事務局長説明のとおりでございます。

この場所につきましては、弁護士が管理ということで、年に3回ほど草刈りが実施されて、管理されているというところでございます。

場所につきましては、バイパスの信号から東の方へ500メートル下ったところにやっぱり信号がありまして、その信号を20区方面に七、八十メートル行ったところにあります。周囲につきましては、申請地の南側、ここは猫の手というのが書いてありますけれども、猫の手、富澤商店、福島さん、その東側に村道があるのですけれども、その台形の部分が16棟の住宅の今、建設中でございます。東側は住宅ですね。西側につきましても住宅と。あと、申請地の三角に尖っている部分は農地ですけれども、ここは阿久澤牧場さんが牛の餌、牧草ですかね。そこの置場になっております。ここに3棟の建設予定ということで、雨水につきましては宅地内の自然浸透ということ、また汚水につきましては公共下水道に接続ということであります。農地としても隣接している部分はほとんどない状況ですので、私としては許可相当と思っておりますので、皆さん、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号6について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書12ページ、現地確認調書は33ページからとなります。

議案第5号、番号6、図面番号は番号6になります。

農地の所在は大字新井字北原2799番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は416平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は吉岡町の方です。譲受人は前橋市の方です。転用目的は露天資材置場。施設等につきましても露天資材置場となっております。転用理由につきましてもは、譲受人は現在、前橋で設備工事を営んでいるが、業務拡大に伴い資材置場が不足しているため、現在の利用している資材置場の隣接地である申請地を利用したいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのこととございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、番号6の説明を終わります。

議長 番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池でございます。

ただいま番号6につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたしますので、現地確認調書を見ていただきたいと思います。

先ほど5番で、位置的には5番で16棟の建設中のところと今回の申請地、その間の道を500メートルほど東の方へ行ったところと。ちょうど東に行きますとT字路にぶつかります。そこが前橋との境になっております。

周囲につきましては、西側が水路、東側は道があります。北側につきましては、先ほど事業拡大ということで、ここは令和3年5月に資材置場として許可されたところとあります。こちら農地として特に接するところはありませんので、私としては許可相当と思っておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号6は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号6は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号7について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第5号、番号7について説明申し上げます。

議案書は12ページ、現地確認調書は36ページからとなります。

番号7、図面番号7。1筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室918番1。地目は登記簿、山林、現況、畑。面積は1,814平米です。2筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室918番9。地目は登記簿、山林、現況は畑です。2筆の合計面積は1,819.57平米となっております。権利でございますが、所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方です。譲受人は福岡県福岡市の方です。転用目的は太陽光発電設備用地。施設等につきましては太陽光パネル216枚となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在、全国的に太陽光発電施設の運営を行っているが、事業拡大のため候補地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を太陽光発電施設用地として利用したいとのごことでございます。譲受人は譲渡人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号7の説明を終わります。

議長 番号7について、事務局の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

ただいまの案件につきまして、事務局長の説明のとおりです。

申請地は宮昌寺の東約300メートルのところを左に曲がって、100メートルぐらい行って、左に曲がったところです。東は住宅、西は山林、南は住宅、北は山林です。私としては許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長 ほかに何か意見はありますか、宅地開発案件か、これも。

事務局長 はい、宅地開発になります。

議長 事務局。

事務局長 それでは、こちらの案件につきましても宅地開発審議案件ということなのです。

で、関係各課からの指示についてご説明申し上げます。

初めに、総務課、企画財政課につきましては指示はございませんでした。

税務課につきましては、開発工事完了後、土地現況調査に協力してくださいと。また、償却資産がある場合には、申告書を提出してくださいという指示でございます。

住民生活課ですが、振動、騒音関係、ごみ関係並びに土砂等の搬入関係について、工事中の指示がございました。

産業振興課でございます。こちらは周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいという指示です。

建設課でございます。雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の要望等、適切な開発地の管理をお願いしますという指示でございます。また、雨水排水を計画する場合には、開発地内に浸透枡を設けてください。道路側溝については、オーバーフロー水のみでの処理としてくださいという指示でございます。また、工事車両等の路上駐車、近隣から苦情が出ないようにしてくださいという指示が出ております。

上下水道課につきましては、今回、水道の取り出し、また下水等の処理がございませんので、指示はございません。

教育委員会でございます。こちらにつきましては、文化財保護係より、申請地は周知の埋蔵文化財包蔵地となっております。既に文化財保護法93条に基づく届出がされておりますが、指示文書の内容に従って工事を進めてくださいという指示です。また、申請地近隣には南小学校の通学路があり、宮室26号線を利用する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいという指示が出ております。

以上です。

議 長 今、宅地開発委員会からの説明が終わりました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

この業者は福岡県ということで、日常、定時管理とかそういった面ではどのような対策を取るのか。また、この土地の雨水等の関係が図面上に載ってないので、その辺はどのような対応を取るのか、ちょっとその辺も説明をお願いしたいと思います。

それと、この周りが住宅地でございますので、そういった面において、太陽光の反射などそういったところがどういう影響を与えるというような、その辺の計画を説明いただけたらと思います。

議 長 事務局。

事務局長 初めに、申請地の場所について、開発される方が県外の方ということでございます。こちらにつきましては、土地の選定の中の事業計画の土地の選定に記載がございしますが、太陽光発電設備設置工事を複数施工しており、太陽光発電施設の管理も行っているという事業者でございます。設備設置後につきまして、雑草の管理も定期的に行い、また遠方監視システムを設置し、故障、盗難等の緊急事態が発生しても、迅速な対応をするという計画になってございます。

また、周辺農地等への被害防止対策ということですが、雨水処理については敷地内への自然浸透処理、汚水、雨水等ですが、こちらについて建物は建たないので、ないというお話です。

太陽光パネルについては、架台が10度に設定して、隣接住民の方に十分に説明して、意見、要望をいただいた場合には、迅速に対応、協議し、真摯に対応しますというお話でございます。

また、事故防止のため、周辺について、施設外周についてはフェンスを設置、門扉については施錠。簡単に入れないような形での施設設置ということでございます。

また、施設内の除草については、年2回の除草を行うという対策を取られるということで提出がでございます。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

登記簿が山林にもかかわらず、何で農地区分が2種農地って書いてあるのですか。

議 長 事務局。

事務局長 登記簿上は山林で登記はされていますが、現況が畑としての耕作がある場合等については、現況の畑が優先されます。

農地区分の2種農地につきましては、この周辺については住宅地が集中しているところございまして、地域としては2種農地の区分になっているということで記載させていただいております。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号8について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書13ページ、現地確認調書は39ページからとなります。

議案第5号、番号8について説明申し上げます。

農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1449番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は364平米です。権利は使用貸借。貸付人は広馬場の方です。借受人は吉岡町の方です。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては一般住宅99.57平米となっております。転用理由でございますが、借受人は現在、吉岡町でアパート暮らしをしているが、子供の成長に伴い手狭となったため、貸付人である妻の父に相談したところ、快諾を得られたため、申請地に住居を建築したいとのことでございます。貸付人は借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号8の説明を終わります。

議長 番号8について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番、小川です。

権利関係及び転用理由については、事務局のお話があったとおりでございます。

周辺の状況について意見を述べさせていただきます。

現地確認調書の39ページが所在地でございます。左側の上に加藤モータースってございます。渋川安中線に加藤モータースの給油所、それとこのページにはないのですけれども、右側の上に聖宮神社があるということで、聖宮神社の500メートルぐらい西側のところでございます。

最後のページ、41ページが、その設計図ということでございます。住宅が中ほどにありまして、擁壁を宅地側、右側に畑があって、そこも擁壁を打つということでございます。下水については、そこに下水道ってあるのですけれども、排水についてはここへつながるということでございます。

戻ってもらいまして、40ページ目が当該地の周辺の状況でございます。右側に畑ということがございます。あとは左側には宅地、母屋になろうかと思うのですけれども、それとページの左側から右側にずっと道路が通っているということでございまして、

周辺の営農に悪影響を及ぼすことはないと思われしますので、私としては許可相当と思われまゝ。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号8について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号8は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号8は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩したいと思います。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後 0時00分)